

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年二月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第四号	指定番号
第一項第五号 第四十二条	指定に係る 道路の種類
日 令和五年二月三	指定の年月日
九番四 埼玉県児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十	指定に係る道路の位置
四十六・一六	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)